

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 適用範囲

本特記仕様書は、宮若市（以下「発注者という」）「平田橋橋梁設計業務委託」（以下「本業務」という）に摘要するものとし、受託者（以下「受注者」という）が遵守すべき事項を定めるものである。

第2条 総則

- 1) 本業務は、請負契約書、設計図書、その他関連基準書並びに本特記仕様書に基づいて実施する。尚、業務に際して使用する基準書等は業務計画書に明記し監督員の承諾を得ること。
- 2) 本特記仕様書等に明記なき事項並びに本業務に関して疑義が生じた場合は本業務監督員と協議の上その指示に従うこと。
- 3) 本業務に関し知り得た知識は第三者に漏らしてはならない。また、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 4) 本業務委託時に発注者が提供した資料は、業務完了後、提出書類とともに返還すること。

第3条 業務目的

本業務は宮若市が管理する道路橋の長寿命化修繕計画策定に基づく点検結果にて損傷に対する対策の必要性が生じたため、橋梁橋梁設計業務一式を行うものである。

第4条 遵守する関係法令等

作業実施にあたっては、本特記仕様書による他、下記の関係法令等に準拠して実施する。

- 1) 設計業務等委託共通仕様書（福岡県 県土整備部）
- 2) 道路橋補修便覧（昭和54年2月（社）日本道路協会）
- 3) 道路橋補修・補強事例集（平成24年3月（社）日本道路協会）
- 4) 道路橋示方書・同解説（令和7年10月（社）日本道路協会）
- 5) 道路土エーカーパート工指針（平成21年度版 平成22年1月10日改訂版（社）日本道路協会）
- 6) コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2022（日本コンクリート工学協会）
- 7) コンクリート診断技術'26（日本コンクリート工学協会）
- 8) 鋼道路橋防食便覧（平成30年12月（社）日本道路境界）
- 9) 道路橋支承便覧（平成16年4月（社）日本道路協会）
- 10) 道路橋床版防水便覧（平成19年3月（社）日本道路協会）
- 11) 防護柵の設置基準・同解説（令和3年3月（社）日本道路協会）
- 12) 宮若市橋梁長寿命化修繕計画（令和5年3月 宮若市土木建設課）
- 13) 宮若市契約規則及び財務規則
- 14) その他関係法令及び諸規則

第5条 管理技術者及び照査技術者

本業務を履行する上で、管理技術者及び照査技術者は、橋梁点検、調査及び設計に関する実務経験と十分な知識を有し、下記に定める要件を満たす者とする。また、1及び2については、いずれも満たす者とする。

- 1) 技術士（総合管理部門：建設-鋼構造及びコンクリートか建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- 2) コンクリート診断士（コンクリート構造物の設計・補修等に関する業務実績を有する者に限る）
同種・類似業務の実績経験があるもの。管理技術者は、照査技術者を兼務することができない。

ただし、専任で有る必要はない。

第6条 疑義

本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、「発注者」「受注者」協議をその都度行い、「発注者」の指示に従うものとする。

第7条 提出書類

「受注者」は契約締結後速やかに下記の書類を「発注者」に提出し、「発注者」の承認を受けた後、本業務に着手するものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- 1) 業務計画書
- 2) 着手届
- 3) 業務工定表
- 4) 技術者届
- 5) その他「発注者」が必要と認める書類

第8条 工程管理

「受注者」は、業務工程表及び精度管理基準に基づき適正な工程、精度管理等を行い、随時「発注者」に報告するものとする。

第9条 損害賠償

「受注者」は、本業務によって生じた事故、賠償等に対してはその責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は「受注者」の責任において、その一切を処理するものとする。

第10条 検査

「受注者」は、業務完了に先立ち「発注者」所定の手続きを経てその完了検査を受けるものとし、その検査合格をもって完了とし、成果品の引渡しを行うものとする。

第11条 履行機関

本業務の履行期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第12条 成果品の帰属

本業務による成果品の著作権は「発注者」に帰属するものとする。

第13条 資料の貸与

本業務の実施にあたり、下記の資料を「発注者」は「受注者」に貸与するものとする。なお、「受注者」は貸与された資料等の取り扱い及び保管を慎重に行い、業務上必要であっても「発注者」の承諾なくして複製してはならない。「受注者」は、業務完了後速やかに「発注者」へ返納するものとする。また、「受注者」は貸与された資料に、破損ならびに滅失、盗難等のないように慎重に取り扱わなければならない。

- 1) 橋梁長寿命化修繕計画策定業務 報告書
- 2) 1) に関する橋梁点検業務 報告書
- 3) 橋梁台帳
- 4) 橋梁位置図
- 5) その他

第2章 細 則

第14条 業務内容

内容は以下の通りとする。

1) 詳細設計

現地踏査（予備）、設計計画（予備+詳細）、設計条件の確認（予備+詳細）、比較形式選定（予備）、概算工事費算出（予備）、比較一覧表作成（予備）、設計計算（詳細）、設計図（詳細）、数量計算（詳細）、照査（詳細）、報告書作成（詳細）を行う。

2) 施工計画

損傷の補修設計に対応する施工要領書、施工計画図、工事工程の計画、立案を行う。なお、作業構台、河川内の仮締切工、瀬替え（河川の流下能力検討を含む）などの付帯工種の設計および検討が必要な場合は、監督員と別途協議する。選定した施工方法に対して、施工手順、施工図の作成（仮設計画図を含む）、工事工程、数量計算、照査、報告書の作成を行う。

3) 設計協議

本業務の協議は、原則として以下の通りとする。なお、業務着手時及び成果品納入時は管理技術者が立ち会うものとする。

・業務着手時 ・中間時（2回） ・成果品納入時 ・その他監督職員が必要と認めた場合

4) その他

8月末までに令和9年度予算のための概算工事費を算出すること

以 上